

建築基準法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う
関係告示の制定に関するパブリックコメント（その3）の募集について

平成 20 年 11 月 12 日
国 土 交 通 省

1．趣旨

建築基準法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、関係告示の案を作成致しました。本パブリックコメントは平成 20 年 11 月 1 日に公表しました「建築基準法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う関係告示の制定に関するパブリックコメント」と同趣旨のものであり、その内容を追加するものです。

つきましては、下記要領のとおり、広く国民の皆様からご意見を賜るべく、本件に対する意見を下記のとおり募集致します。

2．意見募集の対象

今回意見募集の対象となる案は、別紙のとおりです。

3．意見の募集方法

意見募集要領（別紙）のとおり実施します。

募集期間：平成 20 年 11 月 12 日（水）～平成 20 年 12 月 11 日（木）

4．内容の公開

ホームページへの掲載

窓口（国土交通省住宅局建築指導課）での配布

5．問い合わせ先

住宅局建築指導課（内線 39568）

建築基準法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う関係告示の
制定に関するパブリックコメント(その3)の募集要領

意見募集対象

エレベーターの駆動装置及び制御器が地震その他の震動によって転倒し又は移動するおそれがない方法を定める件(案)

滑車を使用してかごを吊るエレベーターの地震その他の震動によつて索が滑車から外れるおそれのない主要な支持部分の構造方法を定める件(案)

建築基準法施行令第百二十九号の七第五号イ(2)の国土交通大臣が定める措置を定める件(案)

滑節構造とした接合部が地震その他の震動によって外れるおそれがない構造方法を定める件(案)

資料入手方法

- (1) ホームページでの掲載
- (2) 窓口での配布

国土交通省住宅局建築指導課(東京都千代田区霞が関中央合同庁舎3号館2階)

意見募集期間

平成20年11月12日(水)~平成20年12月11日(木)

意見送付方法

別紙の意見提出用紙に記入のうえ、以下のいずれかの方法で国土交通省住宅局建築指導課までご意見を日本語にて送付して下さい。(なお、電話によるご意見の受付は対応しかねますので、あらかじめ御了承下さい。)

- (1) F A Xの場合 F A X 番号 : 03-5253-1630
- (2) 郵送の場合 〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3
国土交通省住宅局建築指導課 パブリックコメント担当 宛
(「建築基準法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う関係告示の制定(その3)に対する意見」と明記して下さい。)
- (3) 電子メールの場合 メールアドレス : kenshi@mlit.go.jp
(電子メールの題名を「建築基準法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う関係告示の制定(その3)に対する意見」として下さい。)

注意事項

- ・電子メールでのご意見送付の場合はテキスト形式としてください。
- ・皆様から頂きましたご意見につきましては、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、頂いたご意見に対しての個別の回答はいたしかねますので、予めその旨ご了承願います。いただいたご意見は、住所、電話番号、電子メールアドレスを除き公開される可能性があることをご承知おき下さい。

国土交通省住宅局建築指導課 パブリックコメント担当 宛

建築基準法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う
関係告示の制定（その3）に対する意見

氏 名	(フリガナ)
住 所	
所 属	(会社名) (部署名)
電 話 番 号	
電子メールアドレス	
ご 意 見	(対象部分：)